

したがって、今後は、県・市町村・文化施設・文化団体等がそれぞれもっている文化情報を収集・整理し、県民に提供することに努める必要がある。また、県・市町村・文化施設相互間の文化情報ネットワーク化を促進する必要がある。

(6) 国際文化交流

国際文化交流については、従来の国家間の文化交流のほかに、地方自治体・民間文化団体による文化交流も盛んに行われている。

本県においても、外国の伝統的な芸術や創造性豊かな芸術を鑑賞する機会が増加している。また、県内の文化団体等が海外の発表会・展覧会に参加する機会も増加している。

したがって、今後は、外国についての理解を深め、友好を図るため、文化の国際交流を促進する必要がある。

施策の基本方向

1 芸術文化活動発表の機会の拡充

(1) 県における芸術文化活動発表の機会

① 県総合美術展覧会

県民の美術活動を更に活発にし、質的な向上を図るため、県総合美術展覧会への応募を奨励する。特に青少年に対し、応募の少ない日本画、彫塑、工芸美術及び書部門への応募を奨励する。

② 県文学賞

県民の文学活動を更に活発にし、質的な向上を図るため、県文学賞への応募を奨励する。特に、青少年に対し、応募の少ない小説、短歌及び俳句部門への応募を奨励する。

③ 県芸術祭

県芸術祭については、文化団体が主体となって運営し、県及び市町村は条件づくりや連絡調整などを行い、民間の自主性と創造性を生かした芸術文化行事となるよう改善充実に努める。また、県芸術祭を通して、文化団体の組織及び文化団体間の連携の強化を促進する。

(2) 市町村における芸術文化活動発表の機会

市町村における文化の振興を図るため、公民館を中心に文化講座・文化教室を開催するとともに、地域の文化団体との密接な連携の下に芸術文化活動発表機会の充実に努める。

(3) 青少年の芸術文化活動発表の機会

青少年の芸術文化活動発表機会の充実に努める。特に、県高等学校総合文化祭については、